

感対第 391 号
令和4年7月25日

県内透析医療機関 管理者 殿

茨城県保健医療部長

新型コロナウイルスに感染した透析患者の診療体制の確保について（協力依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに感染した透析患者（以下「コロナ陽性透析患者」という。）への医療につきましては、第6波での感染急拡大に対応すべく、令和4年2月15日付け感対第837号茨城県保健福祉部長通知「新型コロナウイルスに感染した透析患者の診療体制の確保について（協力依頼）」により、コロナ陽性透析患者の重症度に応じた外来維持透析や経口抗ウイルス薬等の活用について依頼したところです。

一方で、今般の第7波についても、全国的に新規陽性者が急増する中、本県の感染状況につきましても悪化の一途を辿っており、今後、新規陽性者数や入院患者数の伸び率が第6波と同等程度と仮定した場合、今月末には病床稼働状況も500床を超えることが想定されます。

県内の透析医療機関におかれましては、これまでもコロナ陽性透析患者の受入れや院内における感染対策の徹底等に取り組んでいただいているところですが、引き続き、別紙「茨城県コロナ陽性透析患者の初療判断目安」を参考に、無症状又は軽症のコロナ陽性透析患者については、かかりつけ透析医療機関での外来維持透析を実施いただくなど、透析医療の確保に御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。